

公益財団法人岩手県文化振興事業団第51回理事会議事録

- 1 開催日時 令和2年5月20日(水) 午後1時30分～
- 2 開催場所 美術館 会議室
- 3 出席者 理事総数 8名  
出席理事 8名  
理事長 高橋 嘉行 理事 柴田 和子  
理事 齋藤 哲子 理事 熊谷 常正  
理事 高橋 廣至 理事 藁谷 収  
理事 菅原 伸夫 理事 佐々木 一成  
監事総数 2名  
出席監事 2名  
監事 久保 隆男 監事 佐々木 恵太
- 4 議長 理事長 高橋 嘉行
- 5 決議事項  
議案第1号 令和元年度事業報告及び附属明細書の承認について  
議案第2号 令和元年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)  
及び附属明細書並びに財産目録の承認について  
議案第3号 令和2年度事業計画の変更について  
議案第4号 公益財団法人岩手県文化振興事業団役員及び評議員の給与並びに  
旅費及び費用弁償に関する規程の一部改正について  
議案第5号 業務執行理事の選定について  
議案第6号 公益財団法人岩手県文化振興事業団理事候補者の選任について  
議案第7号 公益財団法人岩手県文化振興事業団監事候補者の選任について  
議案第8号 県立博物館創立40周年記念事業費用準備資金の処分(取り崩し)  
について  
議案第9号 定時評議員会の日時、場所、議事に付すべき事項について

## 6 議事の経過の要領及びその結果

定刻、総務部総務課長が開会を宣し、本理事会は定款第35条の規定に定める定足数を満たしており、適法に成立した旨を告げ、理事長が議長席に着き、次の議事に入った。

- (1) 議案第1号 令和元年度事業報告及び附属明細書の承認について
- (2) 議案第2号 令和元年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書) 及び附属明細書並びに財産目録の承認について

議長は議案第1号及び第2号を上程し、総務部総務課長、県民会館ホール課長、埋蔵文化財センター総務課長、博物館副館長及び美術館副館長より別紙議案書に基づき説明並びに監事による監査結果の報告がなされ、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

### 《質問・意見等》

#### 【理事】

財務諸表注記の「博物館不適切事案調査費」について、調査の主体は県教育委員会だと思うが、事業団が支出するのはなぜか。

#### 【博物館副館長】

不適切な処理を行ったのは県職員であったこと。その事案に係る事業は事業団で受託していたことから、費用負担のあり方について県と協議しているところであるが、当面、県及び事業団で負担した額については、それぞれで計上することになっている。今後協議が整った時点で、然るべく整理することになる。

#### 【理事】

新型コロナウイルス感染対策のためキャンセルとなった県民会館の会場使用料の未収分の財務上の処理は、どのようになるのか。

#### 【県民会館ホール課長兼事業課長】

キャンセル料を前払いした団体等には、キャンセル料を返戻し、その分は県から補填されているが、支払いを免除した後払い分3,714千円については、県に補填(予算措置)を要請しているところである。

なお、後払い分については、令和元年度計算書類に計上していないものである。

- (3) 議案第3号 令和2年度事業計画の変更について

議長は議案第3号を上程し、博物館副館長及び美術館副館長より別紙議案書に基づき説明がなされ、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

《質問・意見等》

【理事】

特別展「みる！しる！わかる！三陸再発見」を中止するとのことだが、図録は刊行するのか。

【博物館副館長】

特別展用の図録ではあるが、図録には、三陸の自然史や文化史など、三陸の良さが収録されるものであることから、刊行について、県と協議しているところである。

(4) 議案第4号 公益財団法人岩手県文化振興事業団役員及び評議員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する規程の一部改正について

議長は議案第4号を上程し、総務部総務課長より別紙議案書に基づき説明がなされ、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

(5) 議案第5号 業務執行理事の選定について

議長は議案第5号を上程し、総務部総務課長より別紙議案書に基づき説明がなされ、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

(6) 議案第6号 公益財団法人岩手県文化振興事業団理事候補者の選任について

議長は議案第6号を上程し、総務部総務課長より別紙議案書に基づき説明がなされ、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

(7) 議案第7号 公益財団法人岩手県文化振興事業団監事候補者の選任について

議長は議案第7号を上程し、総務部総務課長より別紙議案書に基づき説明がなされ、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

(8) 議案第8号 県立博物館創立40周年記念事業費用準備資金の処分(取り崩し)について

議長は議案第8号を上程し、総務部総務課長より別紙議案書に基づき説明がなされ、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

《質問・意見等》

【理事】

このような場合、積立額を取り崩すのは一般的な方法なのか。

【総務部総務課長】

積立をそのままにしておく方法もあるが、準備資金で予定した今年度の事業が中止となり、来年度の実施が未定なため目的外の積み立てとなることから、今回取り崩すもの

である。来年度に事業を実施することになれば、この取崩額を充てることとしている。

(9) 議案第9号 定時評議員会の日時、場所、議事に付すべき事項について

議長は議案第9号を上程し、定時評議員会を次のとおり開催したい旨、及び評議員会の決議の省略による方法による場合があることについて、総務部総務課長より別紙議案書に基づき説明がなされ、この賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

- ① 開催日時 令和2年6月24日(水) 午後1時30分～
- ② 開催場所 岩手県民会館 第2会議室
- ③ 報告事項 令和元年度事業報告の件
- ④ 決議事項 議案第1号 令和元年度計算書類等の承認の件  
議案第2号 理事及び監事選任の件  
議案第3号 役員及び評議員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する規程の一部改正の承認の件

以上をもって議事の全部の審議及び報告を終了したので、午後2時50分閉会を宣し、解散した。

上記議事の経過の要領及び結果を明確にするため、理事長及び監事が記名押印する。

令和2年 月 日

公益財団法人岩手県文化振興事業団 第51回理事会

議 長 印

監 事 印

監 事 印